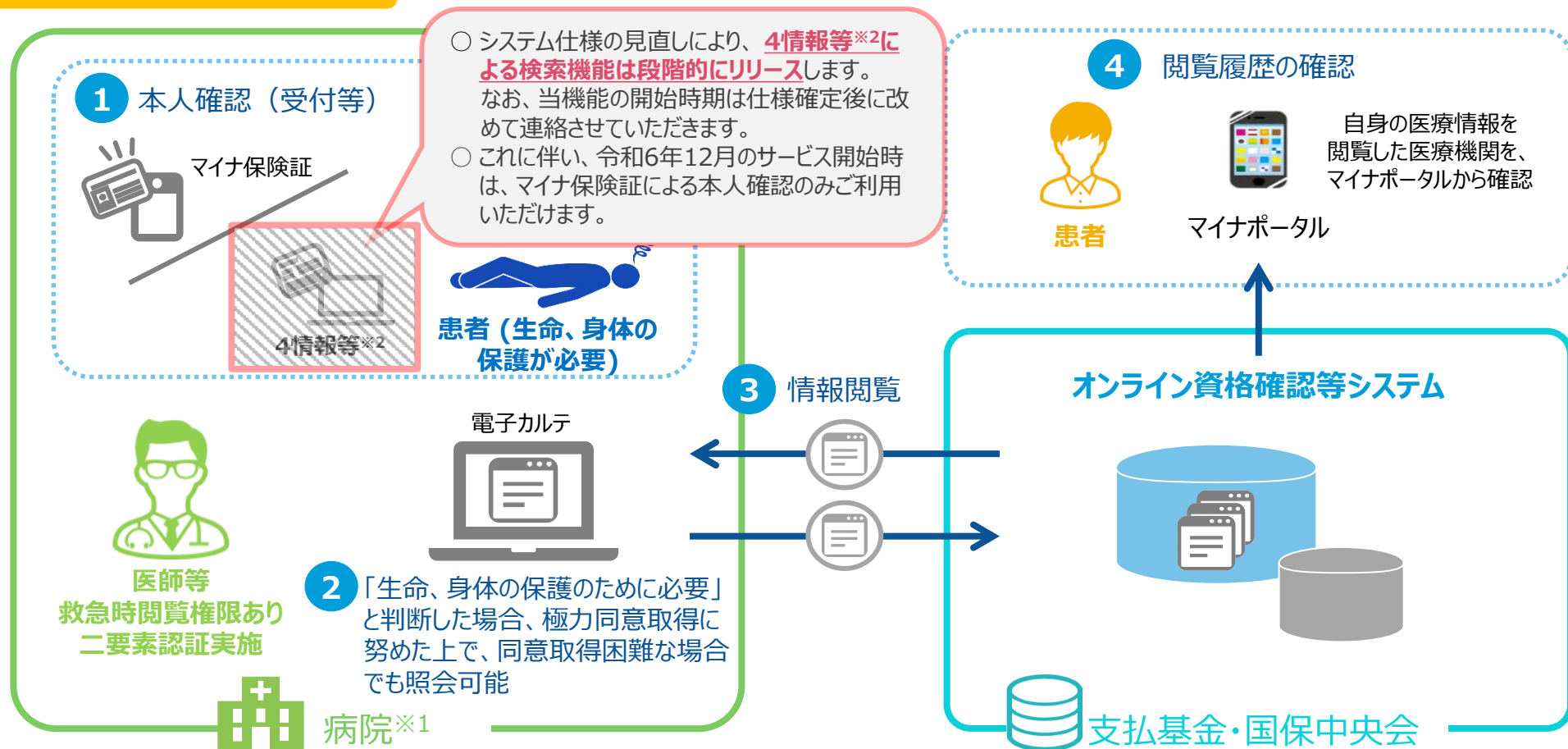


救急時医療情報閲覧の運用開始時期と機能について

病院を対象※¹に令和6年10月より運用開始予定であった救急時医療情報閲覧について、一部機能の仕様変更により、システムの追加開発が必要となったため、**令和6年12月よりサービス開始**とさせていただきます。

運用開始時のシステム概要



※¹ 救急時医療情報閲覧機能は、「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」を対象とした仕組みであるため、主に救急患者を受け入れる一次救急～三次救急告示病院および病院を対象とした機能です。病院以外の医療機関等（診療所・薬局）には開放を想定しない機能となります。

※² 4情報等：①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 または 保険者名称（被保険者番号等情報による本人確認も可能）

救急時医療情報閲覧の運用開始時期と利用可能な資格確認の方法

運用開始時期と運用開始時に利用可能な資格確認の方法

	変更前	変更後
運用開始時期	令和6年10月	令和6年12月
運用開始時に 利用可能な 資格確認の方法	・ マイナ保険証 ・ 4 情報 ・ 被保険者番号等情報	・ マイナ保険証 ※4情報及び被保険者番号等情報による本人確認機能のリリース時期についてはおって提示

救急時医療情報閲覧の運用開始に向けて準備を進めていただいていたところ大変恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。